

第 2 0 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 1 年 3 月 1 5 日 開 会

平成 3 1 年 3 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成31年3月15日(金)午前9時30分 米沢市農業委員会第20回定例総会をJA山形おきたま農協米沢支店第一会議室に招集した。

出席委員(18名)

1番 伊藤精司 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
2番 小関善隆 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
3番 江口益美 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
4番 遠藤伊一 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
5番 樋渡由美 委員	13番 我彦正福 委員	
6番 二宮啓一 委員	14番 高橋祐弘 委員	
8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員	

欠席通告委員(1名)

7番 高橋信夫 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(1名)

農林課主任 藁科徹郎

会議に出席した事務局職員(4名)

事務局長	宍戸徹朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎秀也
農地主査	相田悦志
主事	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|-------|--|
| 議第 1号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について |
| 議第 2号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第 3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第 4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第 5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第 6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第 7号 | 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第 8号 | 適格証明願について |
| 議第 9号 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について |
| 議第10号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について |
| 議第11号 | 平成31年度下限面積（別段面積）の設定について |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 おはようございます。

ただいまから第20回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、伊藤会長のご発声でお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

春になったかと思いましたが、きのう、おとといと逆戻りということで、大変今後の天候が心配されるわけではありますが、きょうは定例総会ということで、ご出席いただきありがとうございます。

先日の河北町での特別研修会には多くの皆様に参加していただき、本当にご苦労さまでした。大変いい研修ができたのではないかなと思っている次第です。

きのう、おととい届いた農業新聞、農業委員会の新聞には「道の駅米沢」のことが、高橋純主任が投稿した記事が、気づいた方もいらっしゃると思いますが、樋渡委員が、写真は載っていなかったのかな。（「まだ記事も見えないです、済みません」の声あり）ということで、道の駅150万人ということで、予想以上にすばらしく繁盛しているという記事が米沢の通信員高橋純ということで出ておったので、帰ったらぜひ見ていただきたいと思います。そういったことで、道の駅も大繁盛ということで、その中で「かあちゃんの台所」がすばらしいという記事でありました。

きょうは3月ということで、今年度最後の総会でございます。案件も多数ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

目崎補佐 ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が務めることになっております。伊藤会長、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席委員は、7番 高橋信夫委員であります。欠席委員1名でありますので、本日の定例総会は成立いたします。

今回の議事録署名委員には、5番 樋渡由美委員、6番 二宮啓一委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 議案書13ページ、議第9号について訂正をお願いいたします。

見出しの下の説明文のところですが、「特定農地貸付けに関する農地法」の後に「等」の文字を加入をお願いいたします。

そして、そこから2行下の「米沢市特定農地貸付規定」の「定」の字でございしますが、この定めるという字ではなくて、のぎへんに口と王と書く「程」、「規程」のほうに訂正をお願いいたします。（「ちょっともう一回お願いします、聞き取れなかった」の声あり）

議長 もう一回、ちょっとゆっくりお願いしますということです。

目崎補佐 大変申しわけございません。

見出しの下の説明のところですね。「特定農地貸付けに関する農地法」の後に「等」を入れていただいて、「農地法等の特例に関する法律」が第1点でございます。よろしいですか。

そこから今度2行下に、「米沢市特定農地貸付規定」とございしますが、この「規定」の「定」の字ですね、定めるではなくて、のぎへんに口を書いて王、「程」というテイのほうにご訂正をお願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、事務局説明のとおり訂正の上、議事を進めます。

初めに、議第1号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。それでは、議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議長 相田主査。

相田主査 議第1号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第5条第1項の規定により委員会に認定の可否を求めるものです。

申請人につきましては議案書の記載のとおりですが、住所 米沢市〇〇〇〇、氏名が〇〇〇〇氏でございます。こちらの申請人の方につきましては、現在水稲及び転作作物の野菜を作付されているご実家の経営体から、野菜部門を引き継がれる形となります。作付はキャベツを中心に、新たにアスパラガス、ミニトマトの作付にも取り組まれるという計画のご提出がございました。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 この件について、担当地域の代表委員から営農計画等の報告をお願いいた

します。

1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 1 2 番。

1 2 番 1 2 番 菅野です。

〇〇君は勤めておりましたが、1年半くらいちょっと休んで農業に従事したことがありました。それから農協青年部等でも一生懸命活動しており、ここの春から米沢の青年部の副委員長になるのではないかといううわさが、まだ総会になっていませんのでまだうわさの段階でございますが、意欲ある若者で資金面でも大丈夫ではないかと思っております。よろしく願います。

議 長 親元就農ですが、部門を別にしてやるということだと思います。今の件について質問はありませんか。

野菜って何の種類作る、「アスパラとかミニトマトって」「キャベツ」の声あり) ミニトマトに、キャベツ。

皆さんから質問はございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、〇〇〇〇氏について新規就農者として認定することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、〇〇〇〇氏について新規就農者として認定することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 1 5 番。

1 5 番 私に関する案件がございますので、退席させていただきます。

議 長 はい。

(大橋久芳委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号76号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号76号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載の

とおりです。申請のありました筆数及び地積については田 13 筆 31, 571. 00 m²、田のみでしたので合計も同様となります。

受理番号 76 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号 76 号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、受理番号 76 号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

大橋委員、入ってください。

(大橋久芳委員 入室)

1 6 番 　　(山王堂民榮委員 挙手)

議 長 　　16 番。

1 6 番 　　16 番 山王堂です。

議第 2 号に私の案件がありますので、退席させていただきます。よろしくご審議お願いします。

(山王堂民榮委員 退室)

議 長 　　それでは、受理番号 77 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 　　(挙手)

議 長 　　須貝主事。

須貝主事 　　議第 2 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号 77 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田 14 筆 7, 087. 18 m²、畑 1 筆 193. 00 m²、合計 15 筆 7, 280. 18 m²です。

受理番号 77 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号 77 号について、議案書のとおり確認することに異議

ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号77号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

山王堂委員。

(山王堂民榮委員 入室)

議 長

それでは、先の受理番号76号、77号を除く受理番号78号から87号までを上程します。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号78号から87号の計10件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田38筆 51,569.00㎡、畑2筆 716.00㎡、合計40筆 52,285.00㎡です。

受理番号78号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号79号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号80号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号81号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号82号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号83号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号84号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号85号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号86号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号87号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の2件を除く受理番号78号から87号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、先の2件を除く受理番号78号から87号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

15番 (大橋久芳委員 挙手)

議長 15番。

15番 私に関する案件がございますので、退席させていただきます。

(大橋久芳委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号144号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議長 須貝主事。

須貝主事 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号144号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ5筆 5,424.00㎡、合計も同様です。

受理番号144号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は兼業による経営縮小による賃貸借です。

以上、ご審議よろしく願います。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

8番 (佐久間英之委員 挙手)

議長 8番。

8番 8番 佐久間です。

144号につきましてご説明申し上げます。

相談日の際に大橋委員からお話をお聞きしたところではありますが、○○さんの田んぼですけれども、今までも△△△△のほうで大豆の播種と刈り取り

の受託をしております、こうした全作業ということで貸し借りになったそう
うでありますので、問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、受理番号144号について、意見並びに質問はありませんか。
全 委 員 なし。
議 長 ないので、受理番号144号について、議案書のとおり許可することに異
議ありませんか。

全 委 員 異議なし。
議 長 異議がないので、受理番号144号について、議案書のとおり許可するこ
とにいたしました。

大橋委員、戻ってください。

(大橋久芳委員 入室)

議 長 それでは、先の受理番号144号を除く受理番号129号から147号ま
でを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地につ
いて農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるた
め委員会に付議いたします。

受理番号144号を除く129号から147号までの計18件です。申請
人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及
び地積は田37筆 43,381.00㎡、畑46筆 9,688.00㎡、
合計83筆 53,069.00㎡です。

受理番号129号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号130号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号131号 渡人 ○○○○ 外2名、受人 △△△△、土地の表
示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による
売買です。

受理番号132号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借で
す。

受理番号133号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借で
す。

受理番号134号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積

につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号135号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号136号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号137号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号138号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借で
す。

受理番号139号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号140号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借で
す。

受理番号141号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号142号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号143号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号145号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号146号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号147号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積
につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

この件について調査された委員は、調査結果の報告をお願いします。
(高橋祐弘委員 挙手)

14番。

14番 高橋です。

私のほうから受理番号129号、134号、136号、141号、142
号、145号の案件をご説明申し上げます。

初めに129号であります。農地の売買でございます。去る3月6日、電
話確認となりましたが、渡人の○○○○さんにお話をお聞きしました。○○

〇〇さんが、今まで△△△△に農地を貸していた部分を、先ほどの議第2号で解約ということで出ました農地を息子さんである〇〇さんに売るということでお話を聞きました。息子さんは△△さんと親子関係でございまして、今は〇〇〇〇というところでハウスを使ってひじきとかそういった野菜部門の経営を行っているということで、今回その農地は、今まで転作田として野菜を作っていた農地を、今回はっきり△△さんのほうに売買するというお話を聞いてきました。一生懸命農業に取り組んでいる△△さんでございまして、問題はないと思われまして。以上、よろしくお祈いします。

あと134号、136号、141号、142号、145号については、△△△さんが、この地番は〇〇〇〇といて、ちょうど〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かったところに〇〇川が流れている、改修になっていない川の周辺の農地でございまして、今まで遊休農地化されていた農地も見受けられるところでございまして。そういったところで、134号につきましては〇〇〇〇さんが△△△△さんに農地を渡すということで、3月7日にお会いしてお話を聞いてきました。136号も〇〇さんから△△△△さんに農地を売るということで、あと141号は〇〇〇〇さん、あと142号△△△△さん、145号は〇〇〇〇さんということで、電話確認とか会ってお話を聞いて、作ってなくて荒れていたからまずいいということでお話を聞いてきましたので、問題ないと思われまして、よろしくご審議をお願いしたいと思ひます。

以上です。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

ご苦勞さまでした。次は。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番 大橋です。

130号についてご説明申し上げます。

場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇に〇〇〇〇という会社がございまして、そのちょうど国道を挟んでの東側になります。そこを今回△△さんが〇〇さん所有の田んぼを購入するということです。今月の7日、△△君に話を伺ひました。あと、かなりさかのぼるんですが、前に、〇〇さんの田んぼを借りて△△△△さんが新規就農をするという話が前にございまして、その時点で〇〇さんのこの売買の話も確認しております。△△君の田んぼがこの田を通らないとちょっと耕作しづらいという場所だということで、今回どうしても購入したいということのようございまして。特に問題はありませんので、よろしくお祈いいたします。

議 長
1 2 番

ご苦勞さまでした。

(菅野英一郎委員 挙手)

議 長 12番。
12番 私から、131号、135号、137号、138号、139号、140号、
146号、147号、これ皆〇〇〇〇さん関係で、使っていない畑等を借り
上げるなど、または買い上げるということです。大概是売買になっておりま
すが、△△さんの部分で賃貸借がありますが、これは税金の関係で、来年以
降に購入するということになっております。問題はないと思われまので、
よろしく申し上げます。

10番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 10番。

10番 10番 古畑です。

受理番号132号、133号、143号についてご説明いたします。

132号と133号は、〇〇〇〇さんのほうに△△さんと、〇〇〇〇の〇
〇さんですけれども賃貸しで、この場所は〇〇〇〇とって〇〇〇〇の手前
ですけれども、前回の総会の際にこの周りがほとんど売買なされまして、
それが△△△△さんに買っていただいたということで、その隣の土地になり
ます。それをこちらの2人は売らないで貸すということです。遊休農地
にならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと143号につきましては、国道121号から〇〇〇〇、〇〇〇〇のほ
うへ行く〇〇〇〇という施設がありますけれども、その向かいの場所です。
ここは木が生えてもう遊休農地になっているんですけれども、これを〇〇〇
〇さんが買って、ちゃんときれいにして使うということでしたので、この件
につきましても行政書士さんのほうに確認済みですので、よろしくお願ひし
たいと思ひます。

議 長 ご苦労さまでした。これで説明は終わりですね。

それでは、先の受理番号144号を除く受理番号129号から147号に
ついて、意見並びに質問はありませんか。

2番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2番。

2番 2番 小関です。

〇〇〇〇さん、毎回こういうふうにいっぱい契約出てくるんだけど、
例えばさっき〇〇〇〇の方でも耕作放棄になるようなところもしてくれと、
〇〇〇〇でもそういう場所が売買なり貸し付けを受けていると。その中には、
例えば田んぼの中へそういう売買だとか貸し付けしたというような事例もあ
るんでしょうか。(「田んぼの中」の声あり)全部田んぼの中で、ぽつっと
△△△△さんが借りたりして、例えばそこに急にデントコーン畑ができたり
という。

1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 1 2 番。

1 2 番 今回の川の周辺のやっぱり荒れ地に目をつけて、その周辺をまず皆押さえていく、そしてあと田んぼも借りられるということにしております、真ん中に1つというのではないと思います。

ただ、この〇〇〇〇さんの案件は〇〇〇〇にもなっておりますので、ここは〇〇さんがもう歳とってだめだということで、負債を整理したいということで、全部売りたいということで、ちょっとそういうところも認められておりますが、ここの〇〇〇〇のほうは周囲の△△さんの努力で土地交換を進めまして、デントコーンはデントコーンでまとめて、あと耕作者も結構いろいろシャッフルして、仕事がしやすいようになったかと思われます。（「1ついいか」の声あり）

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 1 4 番 高橋です

今菅野委員の説明ということで、今回上がってきた案件につきましては、本当に未整理地の曲がりくねった川沿いの畑とかそういう作っていない遊休農地の解消ということで、田んぼの中にぼつんということはありませんが、前の案件では、やっぱりそういった田んぼの中にぼつんと農地の売買が上がってきてデントコーンになったりした場所は若干あります。そういったことで、今後そういったことになれば、やっぱり周りの田んぼを作っている人に迷惑がかかるというので、さっき言ったように〇〇〇〇あたりみたいは、今回上がってきたところはみんなまとめて耕作してもらうような話し合いをやったところでございます。

以上です。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2 番。

2 番 やっぱりあちこちでこういうふうに出ると、虫食いみたいにぼつぼつとなるよりは、やっぱり〇〇〇〇さんみたいなことを考えてもらったり、あるいは耕作放棄地になりそうなところのほうをなるべくその辺ということも、こっちはもうそういうところの解消のためにも、やっぱり〇〇〇〇さんに協力してもらわないと、協力してもらうということが必要だと思っておりますので、もしこういう案件があったら、そういうところもちょっと注意しながらしていただきたいと思います。

議 長 そのほか質問ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号144号を除く受理番号129号から147号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号144号を除く受理番号129号から147号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号54号から57号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議 長 相田主査。

相田主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がございましたので、その可否を求めるために委員会に付議いたします。

受理番号54号、55号、56号、57号の計4件でございます。詳細につきましては議案書記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。この筆数、地積につきましては計4件で、畑5筆 地積2,712.00㎡、よって合計も同一でございますので、よろしくをお願いいたします。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農作業小屋の建設です。こちらは農振農用地区域内で、農業用施設です。

受理番号55号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号56号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号57号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2番。

2 番 私のほうから54号についてご説明を申し上げます。

この案件については、○○○○が作業場を建てるということで、△△△△さんから農地を借りてそこに建てるという案件であります。○○○○については、皆さんご存じのとおり農業法人を設立してまだ1年ちょっと、2年く

らいで、この〇〇〇〇は△△△△さんという方が中心になってやっているんですけども、代表の小屋で農作業をやっていたと。しかし、住宅地の中であって、周りへちょっと迷惑をかけるような状況だ、そしてメンバーの方の小屋を2カ所くらい借りてそこでも作業をしていたので効率的にも悪いので、ぜひ小屋を建ててこれから農作業をそこで中心にやりたいということで求めたわけです。求める面積については2反3畝くらいですけども、それにしても農作業小屋については面積が小さいですけども、やっぱり外に農機具を置いたり、あるいは乾燥機の排塵とか、ろ過とか、あるいは資材置き場とかで結構面積があると。あと将来的にもっと面積がふえて、その作業小屋の拡張といいますか、それも建てる必要があるだろうということでこの畑を選びました。畑については、優良地というような農地ではなくて、土地改良をしたときにここに土を集めて作った畑なんですけれども、いざ作物を作ってみると排水が悪かったりしてちょっと生育がよくないところで、〇〇〇〇がそこを借りてそばなんかを作っていたんですけども、そういう余り適さないような場所なようです。そして、場所的にも周りに余りうちがなくて迷惑をかけないような場所というので設定したようですので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長
9 番
議 長
9 番

はい。次、55号。

(上村貞義委員 挙手)

9番。

9番 上村です。

私から55号、57号をご説明いたします。添付の地図と一緒にあわせてごらんください。

55号は、〇〇〇〇の4車線道路の道路沿いであります。申請人の〇〇〇〇さんと△△△△さん、親子でございます。△△さんのほうの住まいがアパートということで、子供も大きくなって手狭になったということもありまして、〇〇さんの農地を転用しまして、そこに住宅を建てたいというような申請の内容であります。周りは住宅といいますか、道路沿いなので住宅だったり商店だったり少しずつあるんですが、問題ないと思われまして。調査したとき雪はあったんですが、事前着工等もちろんないので、よろしく願いいたします。

あと57号、これは調査委員は高橋信夫委員であります。先日の農事相談の折、△△さんのほうから説明がありまして、場所的には〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の入り口付近だということであります。ここも〇〇さんご夫婦が住宅を建築したいということでの申請であります。〇〇行政書士のほうからいろいろお聞きしたという報告でしたので、事前着工等もないということですので、

よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労さまでした。56号。

16番 (山王堂民衆委員 挙手)

議 長 16番。

16番 16番 山王堂です。

議第4号、受理番号56号について調査結果を報告します。

売買により申請地へ雪捨て場の造成をするための申請です。渡人、受人、地番、地目、地積は議案書記載のとおりです。現地調査は3月6日午後3時ごろ行いました。申請地は2種農地（中山間地等の小集団の農地）になります。受人の住宅は予定地の近くに建設されており、雪捨て場として最適であり、現地調査を行ったところ、隣接地に農地はありますが事業計画上影響はないものと判断し、事前着工もありませんので、許可相当とし、委員の皆様のご審議をお願いし報告を終わります。

議 長 ただいまの受理番号54号から57号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号54号から57号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号54号から57号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。受理番号1号から23号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査 (挙手)

議 長 相田農地主査。

相田主査 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から23号までの計23件でございます。内訳は、所有権移転相対による売買が19件でございます。賃借権の設定が4件、全てが新規の貸借で、中間管理機構貸し付け1件が含まれてございます。この土地等の詳細につきましては、議案書のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田54筆、98,291.00㎡、畑42筆、16,061.00㎡、合計96筆 114,352.00㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

なお、本件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長
8 番
議 長
8 番

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

8番 佐久間です。

○○○○さんの件でありますけれども、米沢市内各場所で売買、賃貸借をやっておられますけれども、何でそのあいている場所とか休んでいる場所というのがわかっていらっしゃるのかですけれども、その情報というのは、誰か営業とかそういう方がいらっしゃるものかどうか、もしわかれば教えていただきたいです。

1 2 番
議 長
1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

聞いたわけではないですけれども、まず社長は朝からベンツでそこら辺を回っております。とにかく空いた土地はとにかく見ているようです。あと行政書士の方かな、その人置農の先輩だからなので、その人もやっぱり結構見えて、何かあったときは連絡が行くような話にも聞いております。

あとはやっぱりどうしても自分で、経営資金必要な人は、やっぱりそのうわさを聞きつけて自分から○○○○さんへ行くという人が結構多いそうです。

あと農協で売買、どうしても売ってほしいという、まず誰も買う人いなきゃそれじゃ行ってみるかということにもなるということで、情報は結構入っているんじゃないでしょうか。

議 長
8 番
議 長
8 番

佐久間委員、よろしいですか。

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

今回の、先ほど職務代理のお話にありましたけれども、○○○○の○○○

○の圃場も購入されたということでありますけれども、これ田んぼのど真ん中なんです。そして多分ここもデントコーンになるだろうと思いますけれども、集積案件でありますから、調査も我々必要はないわけでありますけれども、農林課の藁科君もいらっしゃいますけれども、なかなか田んぼの中へばつんと、何回も私言っただけ申しわけありませんけれども、デントコーンをやられますと、いろいろな面で弊害が出ますので、その辺何らかの対応を、もう遅いかもしれませんが、委員会としても少し考えていただきたいなと思います。

議 長 今の○○○○さんの件に関して、関連質問はほかにありませんか。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 1 4 番です。この○○さんというのは、田んぼを動かした方でしたっけね。

8 番 大橋委員一番わかっていると思うけれども、去年まではた○○○○さんのほうに豆で貸していて、それをやめてということでありますから、本当は○○○○さんあたりに何とか頑張ってもらって一番よかったんだけど、なかなかそういうわけにもいかないということでございますので。地元ではかなり困っていると思う。やっぱり田んぼの真ん中でばあんとやられると。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 そうすると、相談とかは出ていなかった。

1 5 番 ○○君のほうは相談が前からありまして、母親が去年亡くなりまして、おやじさんが△△△△のほうに入所しているということで、そして本人は息子さん、この○○さんから見ると息子さんなんですが、ひとり身ということで、財産があってもという感じでいらっしゃって、何とか売りたいと。そしておやじさんにお金もかかるということで売りたいということで、誰か買う人いなくて相談を受けて、いろいろ当たってはいたんですが、やっぱり最終的に△△△△さんのほうに、そして○○○○に△△△△さんのほうに勤めているというか削蹄している方がいらっしゃって、その方も去年△△△△さんのほうに全部売買ということで、そういったつながりの中で広幡が結構ふえてきているという形です。

今回この○○○○の、○○さん以外の集積も別な案件で客土を、△△さんで砂利をとったもんですから、その後の事後処理がちょっと余りよくなかったものですから、△△さんと○○君と私とでちょっと話をした矢先にもう上がってきたということで、耕作放棄になっていたわけですが、そういった中で、私たちにもわからないうちにその話が進んでいるという状況があって、社長のほうが一枚上手で動いているというか、そういうことになると思うん

ですが、情報がなかなか入らないような形の中で進んでいるというところもあって、〇〇君の場合はまず仕方ないのでということで、どうしてもお金が要るということですが、今そういった状況なようです。事前にわかると、そこから一遍話をということもあるんですが、農事相談へ来てあれって、ちょっと今回思っているような状況もあるということ、事務局のほうにもご理解していただければと思います。

8 番 (佐久間英之委員 挙手)

議 長 8 番。 8 番

関連ですけれども、去年あたりから〇〇〇〇には〇〇〇〇さんがかなり入っていらっしやって、牧草やらデントコーンを栽培していますけれども、大型機械でいらっしやったり、あと大型ダンプで堆肥を運んだりしていらっしやるものですから、土地改良したときの舗装道、農道なんかの道路が壊れたり、U字溝関係も壊れたりする場所もありまして、地区の方々からいろいろ話も出ておるわけですけれども、上郷あたりではそういうことはあるかないか、ちょっと教えてください。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。 1 4 番

1 4 番 高橋です。

私も維持管理組合のほうの役を仰せつかっておりまして、〇〇〇〇さんの大型機械に関しましては、やっぱり敷砂利した農道も傷むということで、でこぼこになったりしているという現状でございます。そして、〇〇〇〇さんでは、春先に自分で碎石を買って通る重要な箇所へ敷いてもらったり、去年の春にしてもらいましたが、やはり2トンダンプぐらいたとまず大丈夫だろうけれども、やっぱり10トンダンプで農道を何遍も往復されるとやっぱり土圧で結構傷むおそれがあるということで、私は羽黒川の維持管理組合なのでそんなに〇〇〇〇さんは来ていませんが、やはり梓川関係の維持管理組合のほうは年中通るので、その辺は梓川の組合長あたりどういう対応しているかだけれども、その辺はやっぱり土地改良としても今後要望というかお願いみたいなのですんなり通らないかなって、私としては考えております。

以上です。

議 長 はい。佐久間委員、いいですか。

8 番 いや、いくねえけども。まずわかりました。

議 長 質問は。

8 番 質問はありません。

議 長 ということで、話せばわかるわけだから、その辺は、道路破損とかそういう部分は、壊したら直してもらおうということで。

2 番 維持管理的には、今祐弘委員が言ったとおり、梓川でもこの間ちょっと総代会の中でもいろいろと話は出ていたようです。上郷でもいろいろちょっと問題があるような話はお聞きしていますので、その辺も農業委員の方もしっかり目配り気配りしてもらって、意見があればちゃんと言っていただければ、うちとしても、農業委員会としても、土地改良としても助かりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 そのほか、関連はありますか。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 15番。

1 5 番 では、関連して。

ちょっと私、仕事柄ぐるっと市内回っているんですが、たまたま油つめに行ったときに、ちょうど自宅の裏にデントコーンがあったんです。その人とちょっと話をしたらば、いやあ今年、去年だけけれども、虫出てすごいによって、そういう苦情があるということで、そういったことも何らかの対応をできないかというような、農林課も今いらっしゃるから、そういうところでも少し指導というか、そういうことを話してもらえればとは思ひます。

議 長 その屋敷の裏にデントコーン畑があるものだから、害虫がうちへ入ってくるということ。

1 5 番 そうです。ことし雪ないもんだからわかった、見てきたんだけど。

1 9 番 (田代昇一委員 挙手)

議 長 19番。

1 9 番 19番 田代です。

昨年ですけれども、〇〇さんという方が新規就農するということで農事相談に来られました。そのとき本人のほかに酪農関係の人が1人来られました。本人は、△△△△さんから請負して今までやっていたけれども、今度土地を借りて仕事して△△△△さんへ、言葉上納入でしようが、納品するんだと。それで、書いてあった作業内容には消毒2回と、防除2回と書いてありました。その防除2回で大丈夫なんですかと私質問したら、本人は定かなる回答ができず、脇にいらっしゃった方がその旨の回答をなさいました。そのときの話は、普及所では2回と言っているということでした。残念ですがその場で話をストップさせて、普及所では2回と言っているでしょうけれども、あなたの周囲で水稲作付されている方が悩んでいるんだと。よってあなたが新規にやられるなら、最低3回、あわよくば4回防除しなさいと、言葉上ですけれどもね。私がやっているデントコーンの周りの水稲には全く被害をかけていませんということを実証してほしいと。よってあなたがそれを実証されたら、モデル的に、市内にいっぱいあるから、こうしないとだめだぞ、そう

しないと周りの人に迷惑がかかるからなということをしてくださいと、それが私一農業委員としてのお願いですと、そうしたら、強化しますということをお話しました。言葉上で、公的なところから言われたからというのが頻繁に出てくるんですね。なぜか。普及所だと。普及所の人、脇の水稲まで、本当1から10まで調べているかなんてわかりませんよ。机上論でやっているのか、抜き打ちでぼんぼんとやっているのか。でも、実害受けている方は間違いなくいらっしゃるので、市としては農林課さんあたり、こういうことで実害があるんだぞと、だから2回なんて最低だと、3回とか4回、普及所で指導してくれないかということも言ってもらわないと、どこまでいったって終わらないよ。というのは、私、人ごとみたいなんですね。違う、窪田今ないから言われるんです。私が住んでいる、代理も住んでおられるところにそういうことがないから言われるの。じゃあ私もしその場だったら、あやややなんていうもんじゃ済まないと思いますよ。大事な土地で緑を守りましょう、いい米を作りましょう、特Aになりましょうという、大上段に構えている矢先に、カメムシついた、アリついた、いや設備投資することなかった、色彩選別機買わなきゃなかったというマイナスですから、その差がだんだんと広がっていくと思いますので、薫科さん、きょう代表だから大変でしょうけれども、そんなことがあったということで何かの折に話をしていただいて、いい方向づけをお願いしたいなと思います。

以上です。

議 長

そのほかございませんか。

この件について、今〇〇〇〇さんの件について農林課なりに正式に何か指導してくださいとかっていうことをお頼みする必要があるかないか、そこら辺もちょっと皆さんにご意見をお伺いしたいものだなと思いますが。

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

1 5 番。

1 5 番

1 5 番 大橋です。

やっぱりこれから多分規模もまだまだふえていくという話も聞いていますし、また新たな畜舎も建てるといううわさも聞いております。やっぱりそういった中で、どんどんふえていけば農業の振興にはつながるんですが、やっぱり隣接している農家の方とかほかの作物っていうのは、特に大豆なんかは、デントコーンの脇っていうとすごい虫食い被害が出ています。米よりかなりひどい被害が出ていますので、そういったことを、前デントコーンは消毒してはいけないという旨の話が出ていたようなんですが、なんか認識不足でいらっしゃるような方がいて、やっぱり牛が食うから消毒しなくてもいいんだという誤解を与えているようなところがあると思うので、やはり周り

にそういう被害を与えない最低限の消毒をしていただくようお願いをしていただければと思います。

議長 そのほかありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から23号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号から23号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定しました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

15番 (大橋久芳委員 挙手)

議長 15番。

15番 退席させていただきます。

(大橋久芳委員 退室)

議長 それでは、受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件、先の農地法第3条に起因する交替でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

この筆数、地積につきましては、田のみ5筆、地積5,424.00㎡でございます。合計も同一でございますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

大橋委員、入ってください。

(大橋久芳委員 入室)

議長 次に、議第7号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第7号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので委員会の可否を求めるものです。

受理番号1号及び2号の2件でございます。申請人はそれぞれ議案書記載のとおりでございます。

受理番号1号 申請人 米沢市〇〇〇〇 △△△△、贈与者 〇〇〇〇、贈与年月日 平成18年5月12日。

受理番号2号 申請人 米沢市〇〇〇〇 △△△△、贈与者 〇〇〇〇、贈与年月日 昭和60年10月28日。

以上、よろしく願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

2番 (小関善隆委員 挙手)

議長 2番。

2番 私のほうから、受理番号1号の〇〇〇〇さんについて調査をしたことを申し上げます。

農業をしているかどうかの調査でありますけれども、対象期間は平成20年1月1日から平成30年12月31日までの間ということで、〇〇〇〇さんについては間違いなく営農をしていると。現地の畑とかそういうのも見ましたし、本人からも伺ったりして、間違いなく農業をしておりましたので問題ありません。

以上であります。

議長 はい、次。

16番 (山王堂民榮委員 挙手)

議長 16番。

16番 16番 山王堂です。

議第7号、受理番号2号について説明いたします。〇〇〇〇さんは当農業委員会の推進委員をしていらっしゃる方です。農事相談の8日の日に本人に確認し、また常日ごろ〇〇〇〇さんの農作物なんかを見ていまして、農業をしていることは間違いがないということでご報告いたします。

議長 ただいまの受理番号1号から2号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から2号について、証明相当とすることに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号から2号について、証明相当とすることに決定いたしました。

次に、議第8号 適格証明願いについて、を議題といたします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第8号 適格証明願いについて。農地の競買人として適格者であることの証明願いがございましたので、その可否を求めるために委員会に付議するものです。

受理番号2号、1件でございます。

申請人は議案書記載のとおりですが、〇〇〇〇の△△△△氏でございます。本件につきましては、裁判所執行による競売事件のための願い出でございまして、競売に付される土地等の詳細につきましては、お手元の議案書記載のとおりです。

なお、本件が可決の折には、議案書のとおり決議も附帯されますので、ご承知おきお願いいたします。

以上、ご審議お願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

19番 (田代昇一委員 挙手)

議長 19番。

19番 19番 田代です。

本件についてご説明申し上げます。

まず場所でございますが、皆さんご存じの〇〇〇〇にあります〇〇〇〇、そのところが東西に県道が走っておりまして、〇〇〇〇から西に行っただくと〇〇〇〇に橋がかかっています。〇〇〇〇というところですが、その南側であります。ですから、〇〇〇〇の右岸となります。場所につきましては〇〇〇〇というところでありまして、記載のとおりの面積でございます。3月10日、本人さんと確認をいたしました。話の途中、父親も一緒に同席されましたので、あわせてご報告いたします。〇〇〇〇さんにつきましては若手の、我々から見ると立派な後継者であると。水稻と、家族で結構な

面積を作られて、あわせてミニトマトも作られておると。〇〇〇〇であります、本当に地域のリーダー的存在であります。

本件の話があったときに、本人も含め、父親さんも含めですが、自分の地内で出た土地はよそには譲りたくない。生まれ育ったその土地のところは守れるなら守りたいということで、今回の件に至ってお名前を挙げられたと。お金がかかることでありますから、それについての準備はいかがですかと聞きましたら、それはご心配なく、十分準備をさせていただいておりますということでありました。意欲満々でありますし、地域の緑も守っていただけると。よそへは渡さずということでもありますので、必要事項は全部整えていると思います。ひとつよろしくご審議をお願いいたします。

議長 それでは、受理番号2号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号2号について、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号2号について、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

次に、議第9号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第9号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定による特定農地貸付けの変更の承認申請がございましたので委員会に付議いたします。

本件につきましては、既に本委員会の承認を得て定められております米沢市特定農地貸付規程のうち、議案書記載の別表第2の中の賃料を変更するものでございます。

なお、本日は申請人であります米沢市より担当の出席がございますので、担当者より説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長 農林課の藁科主任、よろしく願いします。

農林課藁科 日ごろよりお世話になっております。農林課農政担当の藁科と申します。

ただいま相田農地主査のほうからもお話がありましたが、こちら特定農地

貸付けに関するご承認ですけれども、いわゆる農林課のほうで運営しております市民農園の貸付ルールに関する変更を求めるものとなっております。

賃料を平成27年から一度変更させていただきまして、平成30年から4,000円でまいりました。平成31年度から賃料を1,000円値上げさせていただきまして5,000円とするものとなっております。

理由といたしましては、本市財政状況を鑑みまして、現在市のほうで負担している部分、利用者の方から利用料としていただいている事業をしている部分というバランスがあるわけなんですけれども、現在は大体市の持ち出しが7割、利用料が3割程度でやっておりますが、財政課からの要請等もありまして、利用者の方からの負担のほうもいただきながら、ことし事業のほうを推進するよという要請がありました。そこで、ことし1,000円上乗せさせていただきまして、来年からは5,000円と。市の歳出のほうも見直しまして、およそ6割が市の持ち出し、4割を利用者の方に負担をいただくというような形で現在進めているところでございます。平成31年度には消費税の増税等も予定されておりますし、近年人件費の増等もあり、いわゆる米沢市から委託して管理していただいている部分の委託料についても値上げが予定されておまして、そういったところの状況を鑑みて、今回の変更申請に至っているというところでございます。

よろしくお願いたします。

議 長
3 番
議 長
3 番

ただいまの説明について、意見並びに質問はございませんか。

(江口益美委員 挙手)

3番。

3番 江口です。

今、市民農園ということで3カ所あるようでありますけれども、これにつきまして、指導員といいますか先生といいますか、教えている方が何人おられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

農林課藁科
議 長
農林課藁科

(挙手)

藁科主任。

現在3カ所で開設しておりまして、〇〇〇〇と△△△△のほうにつきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇と〇〇〇〇のほうに、農家さんからの指導ということで、借受者の方にご指導いただいているところでございます。

〇〇〇〇につきましては、〇〇〇〇で農業を学んでいらっしゃいました、済みません、名前を忘れてしまったんですが、〇〇〇〇のほうで知られている方……（「〇〇君だ、〇〇〇〇さん」の声あり）ああ、そうです。〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんのほうにご指導いただきまして進めているところでございます。

講習会につきましては、一応春先の1回と、あと秋野菜に切りかわる大体お盆前後に講習会ということで開催をしております、年2回開催しているところでございます。

以上です。

議長 3番 江口委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）
ほかに質問ございませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議案書のとおり承認し米沢市に通知することに決定いたしました。

次に、議第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 （挙手）

議長 相田農地主査。

相田主査 議第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、別紙マッチング案に基づいて農用地利用配分計画（案）を作成するため、米沢市長から意見を求められましたので、委員会に付議いたします。別紙のマッチング案でございますが、14ページのほうが先の集積計画の議案にかかったものでございます。番号168号の4筆分でございます。

続きまして、15ページ以降の分につきましては借りかえの内容となっております。そのうち75号、No.75が3筆ございまして、こちらが〇〇〇〇の3筆でございます。残りにつきましては〇〇〇〇地内の借りかえということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありますか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

次に、議第11号 平成31年度 下限面積（別段面積）の設定について、

を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いいたします。

相田主査
議 長
相田主査

(挙手)

相田農地主査。

議第11号 平成31年度 下限面積(別段面積)の設定について。本件のご審議をいただく前に、まず下限面積についてご説明を申し上げます。

下限面積とは、皆様既にご存じのとおりかと思いますが、農地法第3条第2項第5号で定められている面積でございます。北海道につきましては2ha、ほかの都府県につきましては50aと定められてございます。

平成21年の農地法改正により、地域の実情にあわせ、農林水産省令で定める基準に従いこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めこれを公示したときは、農地法第3条第2項第5号の「別段面積」として設定できることとなっております。

このことから、米沢市農業委員会では、平成27年7月の農地部会にて慎重にご審議をいただいた結果、平成27年9月から農地法施行規則第17条第2項、50a未満の農家が増加することでその周辺の農家の農業経営に支障が出ないということを活用といたしまして、下限面積を50aから引き下げ30aの別段面積として適用しているところでございます。

なお、国で示します農業委員会の適正な事務の中において、別段面積の設定または修正の必要性については毎年農業委員会の中で審議し公表することとされてございますので、このたびの総会にお諮りするものです。

以上、平成31年度の下限面積(別段面積)について、現行の30aを維持するか、または変更を要するのか、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、前回の農事相談での各地域の協議結果を各地域の代表委員から報告をいただきたいと思っております。

それでは、初めに第1からお願いします。

1 4 番
議 長
1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

14番。

14番 高橋です。

第1ブロックのほうから報告させていただきます。

農事相談、農業委員、推進委員全員出席のもと下限面積について協議した結果、別段農家の方々からとか、いろいろ相談で「下限面積を下げてけろ」とかっていう相談もないし、現状のまま30aでよいということで決定しました。

以上です。

議 長 続いて、第2地域。
9 番 (上村貞義委員 挙手)
議 長 9番。
9 番 9番 上村です。
高橋信夫ブロック長にかわって私のほうから報告します。
第2ブロックのほうも、農業委員、推進委員、慎重に協議しました結果、
現状維持の30aで妥当ではないかと、こういう意見が大体全員一致といい
ますか、そういったことですので、現状維持でよしという決定でありました。
以上です。

議 長 第3地域お願いします。
1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)
議 長 15番。
1 5 番 15番 大橋です。
第3ブロックのほうでも話がなされまして、現時点で特別問題がないので、
30aでいいのではないかとということで話が決まりました。

議 長 それでは、ただいまの説明内容について、意見並びに質問等はございませ
んか。
全 委 員 なし。
議 長 ないので、議第11号 平成31年度 下限面積（別段面積）の設定につ
いて、は下限面積を30aと設定することに異議ありませんか。
全 委 員 異議なし。
議 長 異議がないので、議第11号 平成31年度 下限面積（別段面積）の設
定について、は下限面積を30aと設定することに決定いたしました。
以上で、本日の提出議題についての審議は終了いたしました。
続いて、その他に移りますが、その他農政振興等に関する意見や話題提供
として発言いただきたいと思います。
初めに、14番 高橋祐弘委員お願いします。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)
議 長 14番。
1 4 番 それでは発表したいと思います。
私のほうからは、食農教育の重要性についてということで、全国の子供5
歳から12歳を対象とした野菜を食べる量の調査結果ということで、1月か
何かに新聞だかでちょっつと見たんですが、最下位、食べる量が少ない県最
下位が神奈川県ということで、そして第1位に山形県ということで結果が出
ておりました。
それはなぜかということでいろいろ考えたんですが、野菜しか食べられな

いからではなくて、地元近くにやっぱり田んぼとか畑とかが身近にあって、そのほかやっぱりこの食農教育というか、小学校では学習田とか、田んぼへ行って田植え、あと身近な畑ではやっぱり畑で作っているところを見たり、そういったことが影響しているのではないかとこのところでございます。

ということで、やっぱりこれから自分が大きくなって自分の食べ物とかそういうものがどうやって作られてとか、どうして生産されているとかっていうのを、やっぱり小さいうちから教育していくことが重要だなという考えです。

以上です。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

ご苦労さまでした。15番 大橋委員。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

私のほうから、いっぱい話したいことあるんですが、農家戸数が減っているということで、だんだんと、あと5年もすると本当に私たちも70歳くらいになっちゃって、若い世代が本当にいなくなる。そうしたときに、農協、米平、共済組合、行政のほうもですが、役職というか、それにかかわる役職がたくさんあると。そして配りものなんかも当然つきものなんでしょうが、たくさん来ていろいろ地区を回る。それは確かにもらって配ってお互い話をするっていうのはすごくいいことだとは思いますが、今のうちからある程度考えていかないと、集落の中での組織ができなくなってくるような状況が来るんじゃないかという危機感を持っています。そういったことを早目のうちに対策を考えていく必要があるのではないかと考えております。

あと、やっぱり農業委員会も農業委員と推進委員という形になりましたが、結局人数がふえているということで、それとあと意見もいろいろやりとりがあって、やりづらいうような状況も出てきております。やっぱり立場同じような状況の中で対等に話を本当はしてほしいはずなんだけれども、何か隔たりも感じている、思っている人もいるということで、やりづらい面も出てきている。

なかなか、だからそういったこともいろいろ考えながら、この役職というのは何をやるんだかというのは、本当に調整役であればいいんだかもしれないけれども、そういったことも少し行政も含めながら、これから農業が減っていく中でこのことを考えていただければと思います。

あと最後に、この前の講演の話じゃないですが、上乘せ条例というのが確かにあるはずなんです、そういったものも米沢市でも考えてもらって、やっぱり数多く動いている農業委員と、もしそうでない、そうでないという失礼なんだけれども、その月によってかなり違いがあります。だから、そう

いったこともカバーできるように、上乘せ条例というものも行政、米沢市の中でも考えていただければと思いますので、以上、提案申し上げます。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

では、16番 山王堂委員。
(山王堂民衆委員 挙手)

16番。

私のほうから、口下手ですので、書類をお渡ししましたので見ていただければと思います。

ふえ始める耕作放棄地という題ですけれども、これ2月23日となっておりますが、もう早くから温めていまして、いつ来るのか、いつ来るのかと待ち構えておりました。

まず余計なことはいいんですが、これは農水省が農林業センサスを5年に1回やるわけなんですけれども、来年がその年なんです。そして5年前のこのデータからいきますと、ここに書いてあるとおりに5年間で20%弱、19.5%の農家が減っております。ということは、次の2ページ目の米沢市の、これは米沢市のホームページからとったものですが、こうやっていくともうちょっと減っているんですね。20%減っているということで。そしてまた戻っていただきまして、何で減ったのかというと、やっぱり昭和1桁で頑張っている父ちゃん、母ちゃんがもう引退して現役を終わったということで減ったということです。

そして、この減ったことによってどう影響があるかということ、やっぱりさつき大橋委員が言ったように、集落とかいろんな学校、診療所とか、学校の統廃合、もうことしから南原中学校もなくなります、そういったような、あと病院とか、いろんな住みづらいことがふえていくわけでございます。住みづらくなるということは、人が住まないということは、農地の面積も減るスピードが速くなると。そして耕作放棄地がふえると。この耕作放棄地のデータは276,000haですが、面倒くさいから数字は後で見ていただいて。

あと、2枚目から3枚目、米沢の耕作放棄地。3枚目、5年間で5haふえています、耕作放棄地が。そして今度の、来年のセンサスではどうなるかですけれども、まだふえると思います。

そして耕作農家、その次のページ。米沢では専業農家が230戸、第1種兼業農家が192戸、こういうデータがありますが、この間の勉強会であったように意向調査、それはやっぱり前もってしないと、後で出てからでは出おくれになるような気がします。

私が言いたいのは、こういうふうに農業就業人口が減っても可能な農業を考えていかなければならないということをお願いしたいわけでありまして、国で

は海外労働者の受け入れとか、IoTだの、自動化機械だの、そういう政策をやっていますが、そういうことをやっているとかえって政策がおくれるような気がします。

だから、こういう農業委員会で現場の話を国なりなんなりに提案していればなと思っています。

以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま3名の方から貴重なご意見をいただきました。皆さんのほうから質問等ありましたら。

2番 最初の祐弘委員が言っていたけれども、やっぱり小学校あたりで実習でやったりって大切なことだと思うんだけど、今米沢市って全小学校でやっているんですか、実習。旧市内はちょっとあれだけでも。（「やってないよ、全部は」「周辺のあいつで」「上郷と塩井、窪田」の声あり）窪田もしてるな、塩井もしてる、広幡はしてるか。（「広幡は畑だけ」「南原は田んぼ」の声あり）周辺のところではしているけれども、なかなか。中心部の学校って何かしているところあるかな。ちょっとわからないけれども、農林課ではわかっていますか。

13番 興譲小学校のほうで田んぼ作っています。興譲小学校。（「興譲小学校」「庭さ」「ことしもしたの」の声あり）やっているところです。

議長 農協さんで、〇〇〇〇何とかってというのはしていたんじゃないの。そいつは。

12番 農協としては川西町でしているの、米沢で行っていた時に比べて何人増えたんだかな。

議長 米沢からも行っている可能性はあるの。

12番 可能性はあるけれども、米沢は米沢で結構していたから、そっちには行っていないんじゃないかな余り。

2番 そいつともう一つ、大橋委員言っていたのも、農業関係の組織っていうのは、農家が何ぼ減っても変わりなく存続しているんだよな。土地改良でも、共済でも、農協の振興組合から何から。やっぱりそうすると、同じ人が全ての役を、町内の役もどっちかといえやっばり農家をしている人たちが中心になってやる構図っていうのが今現状なわけだ。そこら辺も危機感はやっばり持っていて。何か合理的な方向にしなければならぬのでは。

15番 抜本的な解決策がないから悩んでいるんだけど、解決策が何かあればそっちへ進んでいくんだろうけれども、一つ一つ組織が違くと、組織を全部一本にまとめるなんてわけにもいかないだろうから。何か話をしていけないといけないんじゃないかなって。

あとは、配りものしていたのは全部郵送で出してもらおうとか、そういうこ

とを考えられるとは思いますが、だんだんと人がいなくなるというのが現状だと思うので。

2 番

もう一つ、農業委員と推進委員の話出ただけでも、やっぱり推進委員も農業委員もずっと今まで2年くらいやってきたけれども、農業委員はこういう活動を、今までどおりのようなことをやっているけれども、推進委員の活動といとなかなか本人らもどういうふうに活動していけばいいかわからないところもあると思うのよ。ある程度やっぱりここら辺で、具体的な活動っていうのを推進委員に言っていくというか一緒にしゃべってみて、どうも推進委員も、この間も3ブロックのほうでも、耕作放棄地の会議さ何で推進委員はまんないのや、何で俺ら推進委員、耕作放棄地のあいつ、総会は何で推進委員も一緒なんだなんて言っていて、どこも全てを知りたいと言う人も余りない、いいんだけど、自分らがどういう立場に在るかということもはっきりわからない推進委員もいると。結局推進委員にはなったけれども、そういう役割というのはどうなんだかというのを全然説明受けて、よく納得しないまま役職についてしまったということもあるので、もう一回、検討してみて。人・農地プランの話もこれから、そろそろ位置づけをやるということにも組み込まれていくんだろうし、それを機会に考えてみたらいいんじゃないかと思います。

あと、山王堂委員についてはこの次の、これが終わってから耕作放棄地の話もあるから、そのときみっちりしたいと思います。

議長
全委員
議長
事務局長

そのほか皆さんのほうから何か質問がありましたら。

なし。

では、局長から。その上乘せ条例か。

はい、上乘せ条例です。

ただいま大橋委員から上乘せ条例も考えてほしいというお話がございました。我々事務局においてもその方向で今ちょっと動いている、動いているといますか、なるべく早い段階で上乘せ条例を設定したいというふうには思っています。

県内においても、全てではないにしても一部の農業委員会において上乘せ条例を設定されて農業の活動に寄与しているというところもあります。農業会議からもなるべく早くなんていうところの依頼も来ているところでありますので。ただ、ちょっとハードルが少し、特別職の報酬ということで、ほかの特別職の方もいらっちゃって、そことの整合性がどうなんだなんていうような議論も、なかなか越えなければならぬハードルもありますが、なるべく早い段階で、これ国費によって補填され、その分皆様のほうにお配りするというので、米沢市の財源としては全然痛む部分ではありませんので、な

るべく早い段階でその辺が措置できるように頑張ったいというふう
に思いますので、もうしばらくお時間を頂戴したいと思います。よろしくお
願いします。

それともう一つ。1点ご報告申し上げたいと思います。

先の農事相談におきまして、〇〇〇〇の経営状況がどうなのだというふう
なご質問があったとお聞きしてございます。我々もそのような情報を持ち合
わせておりませんので、農林課長へ確認をさせていただきましたが、農林課
のほうでも詳細な情報は持っていないというところのお話がありました。

ただ、〇〇〇〇、〇〇〇〇の生乳を出荷する機構のほうから確認をさせて
いただいたところですが、〇〇〇〇さんの生乳の出荷量が順調にふえている
ということ。それから、今後生乳の単価、これも上がる見込みのようであり
ます。したがって、状況的にはプラス要因が働いているというところで
ありますので、経営的にはまずまずなのではないかという、感覚的な部分で
はありますが、そのような回答を農林課長からいただいておりますので、こ
の場でご報告をさせていただきます。ちょっと詳細な情報は農林課のほうで
は持ち合わせておりませんでしたので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 今の局長からの答弁等も含めまして、皆さんのほうから質問等ございませ
んか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、以上で本日の第20回……（「済みません」「報告事
項あります」の声あり）

3 番 （江口益美委員 挙手）

議 長 3番。

3 番 報告でありますけれども、きのう米沢平野土地改良区の通常総代会が行わ
れまして、ここにも役員がおられますけれども、その中で以前お話ししまし
た経常賦課金について、干ばつの影響で500円を下げるというふうに皆様
にご提示したところでありますけれども、それが承認されまして、10分の
10地区におきまして4,400円のところが3,900円というところで、
きのう承認いただきましたのでご報告申し上げます。

さらなる米沢平野土地改良区へのご理解、ご協力をお願い申し上げまして、
ご報告とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。

1 8 番 （鈴木晃子委員 挙手）

議 長 18番。

1 8 番 鈴木です。お疲れさまです。

3月6日と7日に、毎年あります女性の農業委員会活動推進シンポジウムというものに参加させていただいてきました。樋渡委員と2人で今回は参加させていただきました。東京の砂防会館が会場です。

今回は農地利用の最適化の取り組みについて成功事例の発表を聞き、そのやり方について詳しく学んでまいりました。全国で女性の活動が活発化しており、女性農業者の研修や農事相談を行ったり、農委活動を市民にPRする活動を行ったり、農地をあっせんしていることなど、とても勉強になってまいりました。

米沢も頑張っている農業者の方が、女性の方もたくさんいらっしゃると思うので、もう少し交流を持てるようにしていきたいと思ったところ です。

今回、先ほども高橋祐弘委員もおっしゃいましたけれども、食育活動というのはとても力を入れて私たち頑張ってきているところで、来年度に向けても元気っ子講座、2回実施を考えておりますので、皆様のご協力をよろしく お願いしたいと思います。

きょうは農林課さんもいらっしゃいますし、JAさんにも協力をいただいて、女性が活躍できるような形に少しでもなっていければなと思いますので、 よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

今江口委員、鈴木晃子委員から報告があったわけですが、皆さんのほうから質問等はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

それでは、第20回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡はございますか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

続きまして、遊休農地対策委員会、あの時計で11時20分からお願いい たします。対策委員の方はお戻りいただきたいと思います。

議 長

では、これをもって本日の日程を終了いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会

午前11時10分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成31年3月15日（金）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

樋渡 由美

議事録署名委員

二宮 啓一